



多摩市で働こう♪♪

障害福祉サービス事業所等 で働くための**研修受講料** を多摩市が**補助**します！

介護職員初任者研修など : 80,000円 (上限額)

移動支援従業者養成研修など : 80,000円 (上限額)

介護福祉士実務者研修など : 100,000円 (上限額)

研修に係る受講料 (テキスト代、実習に要した費用等を含む) を補助します。
※この補助金は、予算の範囲内での対応となります。

●対象者

次の①～③の全てを満たす方が対象です。

- ① 研修を修了している方
- ② 研修の修了前から、又は研修の修了後おおむね6か月以内に、多摩市内の事業所で就労を開始し、3か月以上 (研修の修了後に限る。) 継続して就労している方。登録ヘルパーの方は、従事時間が就労を開始した後の3か月間 (市長がやむを得ない事情があると認める場合は、6か月間) に48時間を超えて就労している場合に限りです。
- ③ 国、東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等を受けていない方。

●申請方法など

多摩市公式ホームページに掲載している【多摩市障害福祉サービス事業所等従事者資格等取得費補助金交付申請書】と【その他必要な書類】を、対象者の要件を満たした日の属する月の翌月の初日から6か月以内に、多摩市障害福祉課に郵送又は直接提出してください。

詳細は、多摩市公式ホームページをご確認ください。
(→QRコードから)



問い合わせ・提出先

【提出先】〒206-8666 東京都多摩市関戸六丁目1番地1 | 【電話】042-338-6847(直通)
多摩市健康福祉部障害福祉課相談支援担当